〇・〇〇二二六を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十七年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十八年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二一九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成十九年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二一九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成二十年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二三三を、平成十四

〇・〇〇二二四を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十七年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十八年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二一八を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六三を、平成十九年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二三一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成二十年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二三一を、平成十四